想像地図の著作権について

当法人の理事の一人である想像地図の人は 2003 年に想像地図の描画を開始し、2011 年に任意団体の想像地図研究所(以下想地研)を設立し、所長として団体を運営してきたが、2024 年 2 月 6 日に当法人の独立ラボとして編入した。

従来の任意団体では 2016 年に作成された規程に想地研の知的財産権が団体に属するとの定めがあった。しかし、編入時に知的財産権の扱いについての協議が不充分であったため、現在の想像地図の著作権の帰属を巡って齟齬が生じる結果となった。

この問題を解決するため、想地研において描画されるものとされて継続的に制作されてきた「想像地図」並びにそれに付随する言語などの創作、並びに「駅名替え歌」(以下「想像地図」)の著作権について、この契約の以前における著作権の帰属がどちらにどの程度あるかの如何を問わず、所長個人が一般社団法人生活情報基盤研究機構に金25万円を支払い、それを以て想像地図の著作権の全部が所長に属することになることに同意し、契約を締結することに合意した。

しかし、この合意は想地研の他の構成員の意見を充分に聴取せず、2 者のみの非公開の場で行われた。また、一般社団法人生活情報基盤研究機構代表理事は所長に対して、理事会開催まで合意内容を他の構成員に公開しないよう求めた。この契約は、確かに著作権問題が迅速かつ合理的に解決できるものであり、また箝口令も想地研の所長を不適切な批判や誹謗中傷から保護する目的という善意により行われたものではあるが、結果的には所長を孤立させて想地研に不利な契約を結ばせるリスクを生じるものであったため、交渉過程に問題があると疑われるものであった。

著作権の帰属に齟齬が生じたこと、および交渉の過程が不透明なものとなり、当事者に 損害を与えたことについて、一般社団法人生活情報基盤研究機構として謝罪し、今後同様 の問題が起きないよう著作権の扱いについて明確化するとともに、透明性のある組織運営 を行うことに邁進していく所存である。

> 一般社団法人生活情報基盤研究機構 代表理事 森 祐佳